
○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時50分）

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第4、議案第52号 松崎町公共工事分担金条例の制定についての件
を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第52号は、松崎町公共工事分担金条例の制定についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（産業建設課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 分担金は寄附金という形でずっと習慣的にやってきているわけですが、明確化が必要だということはあるわけでありますが、明確にする場合には、それなりの注意が必要だということがあると思うわけですが、一つは、3条の2項に「議会の議決を経て、これを定める」という文言があるわけですが、議会の議決というのは、個別の寄附金を議会の議決にそれぞれ付すことが必要なのかどうなのか、非常にあいまいで、この間法制局というか・・・、総務課長にちょっと聞いたら、「いや、これはここの下の表のことをおよそ指すということだ」ということですが、統一見解を明らかにしていただきたいというふうに思います。とりあえず、ここです。

○産業建設課長（山本秀樹君） 第3条の2項の「議会の議決を経て、これを定める」ということについては、そこに書いてあるとおり、前条、要するに、第2条の第10号ですね。そこに9号までに明示してある事業のほか、「公益上特に町長が必要と認める事業」というのがあるわけですが、これに当てはまらないような事業で分担金を徴収した方がいいのかなというようなものについては、率として下の表に定められていないので、これにつきましては、今までの現行条例で負担率等については、「議会の議決を経て定める」となっていたものですから、それを踏襲しまして、ここに載せられているもの以外のものにつきましては、「議会の議決を経て、これを定める」というふうに明示したものであります。おそらく総務課長もそういう説明をした

んじゃないかなと思っております。

要するに、今日この議決を経るということは、この率も議会の議決で定めるということになりますので、現行の条例の中で、負担率について「議会の議決を経て、定める」となっているのと同じ考え方ということでご理解をお願いしたいと思います。

○10番（鈴木源一郎君） そうすると、予算上でも・・・、この工事なりに該当する、いわゆる負担金を適用する、運用する工事等々はたくさんあるわけですね。それは個別にやるんじゃなくて、一括、予算議決で足りるということで、特別の場合は議会の議決を要するという解釈でいいのかな。

それで、それと同時に、分担金は誰に課するかということになれば、受益者に課すということになるわけですが、町中の区長さんあたりから、例えばポンプを買うから分担金を出してくれと、何々区で出してくれというふうになった場合に、誰までが出さなければならない人で、住所はあるけれども、区には入っているような、いないような部分が多くなってきているというような人まで対象にするというのは難しいという問題があるよという話を聞いたんですが、そのところの・・・、いわゆる受益者から徴収するということですけど、受益者とはどういうことで、誰に請求をしていくかということについてどういうふうを考えるか説明いただきたいと思っています。

○産業建設課長（山本秀樹君） まず、1点目の特別の議決を経るのは、どういうものだけ議会に諮るのかということなんですが、ここに書いてある、一覧表に載っている事業については、例えば今日これが議決をいただければ、この率でいきますが、これに載っていないものについてだけはその都度議決をいただくというようなことになります。鈴木さんのおっしゃるとおりでございます。

それから、2点目のポンプというのは自動車ですか。一つの例ということですが、ぼくも基本的な一般論でいえば、受益者というのは、特定をされた受益者、特別の利益を被る方に対して賦課をするというようなことになります。

ですから、受益者が特定できない場合、要するに、もう一つの道路を造るにしても、幹線道路で誰が受益という形がとれないという場合は、今までもそうですけれど、今までは寄附金とか、そういうものはいただいております。

それと同様に、受益が限定されるものについてのみこの条例は適用されるというふうに考えていただいた方がいいかと思います。

ですから、例えば、消防ポンプ自動車であれば、それが各松崎5区で、その5区の所有物とか

という形でやるのであれば、その松崎5区の皆さんの中でどういう負担をするのか。それから、用水路であれば、その用水路を直すことによって、この範囲の田んぼが利益を被るよというのであれば、その範囲の方にかかるということで、直接受益を被る方、利益を得る方、そこにかかるのであって、それが不特定多数で受益が限定されない場合はこの条例・・・、要するに、公共性が非常に高い場合は、この条例の分担金は取らないという方向になるというふうに判断をしております。

○10番（鈴木源一郎君） 村の方へ行きますと、地域、区に大体入っていて、それから外れている人というのはほとんどないような状況はあると思うんですが、町にいくとそうじゃないと、外れている衆があるわけですね。そういう人たちに公共性のあるような・・・、だから、さっき例で消防ポンプ車ですね。消防ポンプ車の分担金を払ってくれといった場合に、「おらあ、ちょっとの間寄留しているだけだよ」といった場合には、ちょっと出していただきにくいわけですね。だから、そういうような場合には、どういうふうな運用をするか。

それから、誰にそれを請求するか。区長に請求するのか、あるいは土地改良組合に請求するのか、誰に・・・、それぞれの一人ひとりの個別の受益者に請求するのか。かなりそこらは明確化しないと非常に問題があると、下の方で非常に骨が折れるという問題があると思いますが、いかがですか。

○産業建設課長（山本秀樹君） 先ほど説明が少し足りなかったと思いますが、受益が限定されるというふうになりますね。そうすると、このエリアの方々に受益者として負担金を払ってもらいますよとなった時に、そのそれぞれのどういうふうにもらうかというのは、今までの形でいけば、その地域の区長さんをお願いをしまして、その地区で「どのような割合でもらおうか」とか、「誰にもらおうかとか」というのは、その地区ごとでやっぱりそれぞれの状況を加味して分担を分けているというような状況があります。

我われの方としては、その地域に対して負担金をお願いするわけですが、それは個々にそれぞれ納付書ということではなくて、地域ごとに、今までも急傾斜なんかも地域ごとをお願いをしているということで、その「誰からもらうか」とか、「どういう形でもらうか」とかというのは、それぞれの地域の方でそれぞれが決めているというような状況でございます。

ですから、区長さん、地域の区長さんあたりに請求をする、納付書を送るというのが多いケースでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（佐藤作行君） 1点、ちょっとお伺いします。

「この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する」ということになっていますが、昨日の一般質問でも鈴木議員から出たように、星山線の件なんかは、ずっと寄附金で交渉してきたと思うんですが、来年の 4 月 1 日からこれを施工するという形になっていますが、その事例が発生した時点を 4 月 1 日とするのか、または直す日ですね。分担金が発生する時点を範囲とするのか。

それで、星山線の場合はどうするのか、ちょっとそこらをお伺いしたいと思います。

○産業建設課長（山本秀樹君） 原則的に、今回のものについては、4 月 1 日からということで、4 月 1 日から始まる事業についてというような考え方でおります。ただ、その時点で星山線等につきましては、決まって、正式には議決を経ていないというような中で、それで、星山線等につきましては、今後それを決めていくというようなことで、星山線につきましては、事業自体がまだ始まっていない。要するに、決着がついていないという中ですので、星山線につきましては、この第 2 条の 10 号に該当してくるのかなというふうに思います。

今は、決める事前の交渉をやっているものでして、星山線につきましては、この中に該当する事業がないものですから、第 10 号の方でこれは道路部分よりは民地の部分が崩落したところになりますので、そこについては、上に道路もあるということで公益上支障があるという中で対応してきているという解釈でございます。

ですから、星山線につきましては、今後もこの第 10 号に基づきまして、下交渉をした後、どうにか折り合いをつけたいと思いますが、そういう中で対応していきたいというふうに考えています。

なお、4 月以前に話し合いが付けば、今の現行の工事分担金条例に基づいて、やっぱり同じようにこの議決を経て決めていくということになります。

○1 番（藤井 要君） 今の課長の回答、ちょっとおかしいと私は思いますよ。

今まで発生がもう 1 年前くらいからやっていて、15 パーセントということで出ているわけですよね。ですから、そこへいくと、やっぱり来年の 4 月 1 日以前にもう 15 という数字が出ているわけですよ。それを、じゃあ、新しく工事が始まる。そこで・・・、じゃあ、やった。それはちょっと考え方・・・、今までの口述的に考えていってもおかしいと思いますよ。

あくまでもいまやっている 15 で押し通さなければ・・・。まだ交渉している段階で、例えば、数字が違ったりしていれば、上がったたり下がったり、それはおかしいと思いますよ。

これはあくまでも引き続いてやらないと。町長、そうじゃないですか。今のはちょっとおかしいと思いますよ。

○産業建設課長（山本秀樹君） 星山線につきましては、今の状況であれば、今の現行の工事分

担金条例に基づいて、議会の議決を経て決めていくということになります。まだ 15 パーセントというのも正式には議決をされていません。ただ、事前の交渉の中で出ている数字というふうな形ですので、それが折り合いがつけばとめて議会に分担金条例として、工事分担金条例に基づいて、率の正式な決定をしていくというような流れになるということでございます。

○1 番（藤井 要君） 今の回答ですと、例えば、いま 15 でやっていて、4 月 1 日からこの条例のどこに当てはまるかというのはわかりませんが、議会で決めるということですが、じゃあ、20 とか・・・、例えば 15 から 10 になったら相手に受益者、利益が出るわけですよ。それに、法律が途中で変わったことによって、相手に負担を強いるということは、これは今までの例でもこんなのではないと思いますよ。町長、回答を。

○副町長（松本忠久君） 星山線の関係につきましては、いま交渉中ではございまして、地主さんの方と内諾が得られた段階で議会へ正式に条例として上げるということで、協議をいただいているところでございます。

それで、今はまだ話もできない状況でございますので、なんでございませうけれども、今年度中に話がついて、「さあ、やろうか」ということになれば、予算ももちろん分担金の額ももちろんでございますけれども、いずれも議会の議決がなければ前に進みませんので、議決をお願いするわけですが、現状 15 という当局案は示しておりますけれども、まだ議会の議決に至っておりません。

それで、もし・・・、こんなことはあつてはならないわけですが、今年度中に間に合わないでこの条例・・・、今の古い条例が失効して、新しい条例に移り変わったということになったとしても、考え方は同じで、議会の議決を経たうえで予算、単行議決をもって、仕事をやっていくということでございます。

それで、先ほど冒頭担当課長の方から申しましたように、それはどこを適用するのかというと、この別表の中にはこういった特殊なことが書いてございませうので、内容的には 3 条第 2 項の規定によって、議会の議決を経てこれを定めるということで、このことについては、今も今後も変わりはないということでご理解をいただきたいと思います。

○1 番（藤井 要君） じゃあ、3 問目になりますので・・・。

わかりました。10 項ですか、2 条の 10 項を適用するということでわかりました。

それと・・・、これは第 5 条の未納に対する・・・、これは当該事業完了後ということですが、でも、工事をやった。最初は納得した。納めなかった。それに対する罰則等があるのか。それとも、これは、例えば、完了後じゃなくて、事業を着手した時に例えば 50 パーセントもらうとか、

そういう未納を防ぐためにとか、そういうようなことは条例に織り込む考えはありませんか。

○産業建設課長（山本秀樹君） 分担金が納められなかった時とかということになりますが、この条例とは別に、松崎町税外収入督促等に関する条例というのがありまして、その中で分担金とか使用料とか加入金、手数料、その他の延滞とか、そういうものに対しての規定がありまして、例えば延滞金につきましては、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するというふうな別の条例で定めがありますので、ここにはあえて記載はしていないということでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ただいま 7 番、関議員の方から暫時休憩の要請がありましたから、暫時休憩をいたします。

（午前 10 時 13 分）

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 40 分）

○産業建設課長（山本秀樹君） 説明不足で、いろいろ申し訳ございません。

改めて先ほどの星山線の率の参考にした所とか、その辺についてご説明いたしますと、当時寄附金の率の表の中で 15 パーセントというところがありましたが、今回のこの別表におきましては、そこがどこに当るかといいますと、治山事業の受益限定の 45 パーセントというところに当ります。ここの表示自体が全体の事業費に対する割合を示しているということにはなっていますが、第 3 条の条文を見てもらいたいと思いますが、「当該事業費の総額から当該補助金等を控除した額に、別表の割合を乗じて得た額とする」という・・・、補助事業なんかの場合は、その補助残をにその割合をかけるんだよという形になります。

治山事業というのは、まず県費等の補助があるものですから、県の補助が 66.7 パーセント、残り 33.3 パーセントにつきまして、どれだけを負担するのかという形になります。その 33.3 パーセントの 45 パーセントが結果的には全体の 15 パーセントに当るということで、寄附金の表にあったものはすべてこの別表の中に収まるというような形に訂正をしてあります。

ただ、全体のパーセンテージから今回は、補助金の場合は、補助残かけるこの 45 パーセントとか、30 パーセントとかという数字になっていますので、少しわかりにくいと思いますが、率については、今までの寄附金の一覧表と変わらないというような形になります。よろしく願いたいと思います。

○7番（関 唯彦君） ちょっとお伺いします。この分担金条例について。まず、補助のところで、一括納付みたいなことになっていますね。今までこれは寄附金の時もそうだったんですけども、やはりこれを一括じゃなくて、金額が多くなる場合もこれから出てくるんじゃないかと思いますので、分割というのは、納付者から申出があった場合は分割できるのか。よそのところでは、5年以内というのが限定されて、分割できるということもあるようなんですけれども、その辺はどうかというのと、もう一つ、徴収猶予という文言がないんですね。

例えば、工事が終わった後に納めるということですが、その間に天災ですとか、その他特別な事情があって、どのくらい猶予するのかという猶予期間というものもないんですけれども、その辺の考えはどうなんでしょうか。

○産業建設課長（山本秀樹君） おっしゃるとおりで、いろんなケースが出てくるとと思います。分担金・・・、今までの現行の分担金条例もだいぶ短い4条からなる条例でしたけれども、今回文言が増えましてもやっぱりこれで全部網羅されるものではありません。ここにある中で、例えば対象になる事業は細かくいうと、こういうことなんだよとか、事業費はこうなんだよとか、こういうケースはこういうような運用をするよとかという細かいものにつきましては、運用規定を別に定めまして、その中で決めていこうというような考えでおります。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（福本栄一郎君） 3～4点ちょっとお伺いしたいと思います。

まず、1点目、この第2条の災害復旧事業（農地・農業施設関連）、公共土木工事ではないようですけれども、いわゆる災害復旧というのはやっぱり国が復旧すると・・・、この災害復旧・・・、なんで取るのかということを教えてもらいたい。

それから、第3条に備品購入費、これはどこで使うんです。おそらく役場だと思うんですが、負担金をとって役場の備品を購入すると私は思っているんですけれども、その辺をまずお答え願えませんか。

○産業建設課長（山本秀樹君） まず、災害の場合は、農地災害ということで、ここにはあるわけですが、農地で公共施設等が災害を受けまして、それに係る、復旧することによってある程度受益が予想されるというところに対しての分担金をもらうということで、あくまでもここは農業関係の農地保全の関係でもらおうということになっています。

なお、住宅・・・、公共施設、用水路とかそういうもの、農道とかそういうものが壊れた関係で住宅被害等があった場合でも、その災害の補助残の4割をもらっていこうというようなことでございます。これも今までの寄附金と同じ考え方でございます。

それから、備品につきましては、この上に書いてある消防自動車とか、そういうもので、一覧表にある、消防用施設整備事業というのがありまして、そういうものが備品購入費で購入されるということですから、ここに備品購入費というものを載せてあります。

○2番（福本栄一郎君） 災害復旧は、公共土木はないということでわかりました。災害復旧はいわゆる国土を保全・・・、この場合は農地保全ですよね。農業政策の観点からみても、食糧生産、例えば堤防がきれて農地が全部土砂とか、ガレキで埋まった場合に、個人がこんかい負担金がかかると、「もういいよ、放棄してしまえ」という考えになると思うんです。その辺の考え方、町長にそれは考え方をお伺いします。

それと、消防用・・・、この別表の方ですか、消防用施設整備事業、消火栓新設3パーセント、以下3パーセント、2パーセントとありますけれども、この平成24年度の決算書をまだ審議していませんけれども、見ますと、入湯税が1476万円入っていますね。収入済額として。入湯税というのは目的税で、何に使うかという、観光施設とか消防用設備。それをまた、入湯税をとってにおいて、これはまた地区の分担金で消火栓、3パーセントをもらいます。これに含めてですよ。いま総合的に申しますと、松崎町が人口がだんだん、だんだん減ってくる。2040年には4500人くらいですか。地震は別としても。そういった推測が出ていますよね。今の時点でも35地区ある中で、限界集落というのが3つありますよね。3地区。だんだん高齢化になってくる。こういった分担金条例もいいですよ。そうすると、35地区のあいだに非常に格差が出てくる場合があると思うんです。やってもらいたいけれども、金がない。地区でこの準備金はできないよ。いいよ。金の余裕のあるところはどんどん、どんどん町長、お願いして予算をつけて、負担金はどんかいでもいいから払うよ。この辺の施策の考え方として、いかがなものでしょうか。その辺をお聞かせください。

○町長（齋藤文彦君） それは、災害がまだどのような災害が起きるか、ちょっとわからないわけで、災害によっていろいろ考え方があると思っています。

○2番（福本栄一郎君） そうじゃなくて、負担金の関係。

消防設備もいいですよ。これはもう入湯税も充当されていますよね。一般財源以外に。なおかつ地区の負担金をとる。これは答弁できなきやいいんです。全体的に私は見て言っているのは、いわゆる限界集落がだんだんできてきて、人口も減ってくる。本当は道路も何も作ってもらいたい。例を出すと、消防車も買ってもらいたい。いろんな・・・、あちこち橋も掛けてもらいたい。だけど、地区で支度することができない、お金が支度することができない。当然支度というのは、みんな区費を値上げということですよ。余裕のある、若者がいて余裕のある地区だったら

ば、いいよ、役場から 1000 万円でも 2000 万円でも負担金がきても準備できるといった場合に、その辺の町長の立場として、35 地区あまねく配慮がなされているかどうかということの考え方を教えてください。

○産業建設課長（山本秀樹君） 福本議員がおっしゃられるようにいろんな・・・、やっぱりこれから各地区高齢化が進みますと、なかなか分担金を納めることも大変になってくるのかなということも想像はできます。

この条例の中で、第 4 条の方に「町長は、特別の理由があると認めるときは、議会の議決を経て、分担金を減免することができる」というようなこともありますので、特別な事情とか、そういうイレギュラーな事象が起こった場合につきましては、その辺はまた皆さんとも相談をしながら分担金の方について決めていきたいというふうな考えを持っているということでございます。

○2 番（福本栄一郎君） 担当課長が言うには、この 4 条の分担金の減免ですね。この考え方は税金の減免、いろんな面でもあるけれども、特別な理由というのは、その都度町長が替わってくると、考え方が違う。けれども、この条例は通ってしまうともう法律ですから、この条例がもう最優先ですから。

そうなると、個人の場合は、例えば、所得が少ないということは客観的に判断できますよね。いろんな税の申告とかいろんな面で。地区の客観的な判断というのはどこでやるんですか。人口が少ないからいい、その辺のこの扱いが非常に・・・、みんな主観的な判断がくと思うんですよ。この辺の判断は非常に難しい。ですから、私が言うのは、率をもうちょっと考えたらいいんじゃないか。例えば、集落が大きいから、客観的に判断をすれば財政力があるだろうな。地区が少ないから財政力が少ないだろう、この辺が非常に将来的にあいまいになってきますよ。その辺の考え方をもう一回お聞かせ願えませんか。

○副町長（松本忠久君） その時々でいろんな状況があるわけで、条例でなかなかそこまで謳い込むというのは難しいわけです。

それで、特別な理由があるかどうかについても町長が勝手に判断していいとは条例上書いてない。議会の議決を経てということで、10 人の議員の皆さまのご意見を伺ったうえで進めていこうという条例でございますので、その辺はぜひご理解をいただきたいと思います。そういうことでよろしくお願いします。

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 私は、本案に反対をいたします。

工事をやるとか、様々な分野に寄附金というのがあって、この寄附金というのは税外負担で好ましいとはなかなかいいにくいわけですが、必要だという面も否定できないことがあるわけですが、それを認めないというんじゃないで、私は、それは認めるとして、それを明確化することになると、それ相応の注意を必要とするという点で、いま議論を聞いていても、あるいはの状況からも、これを誰が出すのか、誰がどのくらいの金額を出すのかというようなことも明確じゃないということで、それを無理してやると、いろいろな問題が当然内蔵されているわけですから、それが終いには顕著化するというか、あらわになってくるということがあるわけですから、とにかく研究をして、寄附金は最小限必要だということですので、それを研究して明確にしていくということが必要だと思いますが、不充分ということで、私は反対であります。

○議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（関 唯彦君） 議案第52号、松崎町公共工事等分担金条例の制定について賛成をいたします。

これは、今までの寄附金とすべて同じ金額に別表に記されているということで、今までの寄附金としていただいた分と何ら変わりはないということ、しかも、やはり行政が行ううえでは、寄附金というのは、やはりまずい。問題があるものでありますので、分担金としてしっかりと条例で定め、いただくということが法の下の適正化だと思いますので、この条例に賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了いたします。

これより議案第52号 松崎町公共工事等分担金条例の制定についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前 10 時 57 分)
